

議案第18号
港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例について

港区幼稚園教育職員に対して、超過勤務命令に基づく業務以外の時間を含む「在校等時間」についての上限時間等を示すとともに、在校等時間の上限に係る方針を教育委員会規則等で定めることについて、その実効性を高めるため、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「勤務時間条例」といいます。）」の一部を改正します。

1 改正の経緯

平成31年4月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」の施行による民間労働者に対する時間外労働の上限設定の導入にあわせ、勤務時間条例の一部を改正し、幼稚園教育職員についても超過勤務命令の上限を設定しました。

令和2年1月、文部科学省から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」といいます。）」が告示され、超過勤務命令に基づく業務以外の時間を含む「在校等時間」についての上限時間等が示され、校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会に、教育職員の業務量の適切な管理を行うことが求められました。

2 改正内容

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等を、指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めることを条例に規定します。

《教育委員会規則で定める内容》

- ①「在校等時間」から所定の勤務時間を除いた時間を、原則、月45時間以内、年360時間以内とするため、教育職員の業務量の適正な管理を行う。
- ②教育職員が、幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、月100時間以内、年720時間以内とするため、教育職員の業務量の適正な管理を行う。
- ③その他、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

3 施行期日

令和2年4月1日